

平成24年（行ウ）第211号 保有個人情報開示処分取消等請求事件

原告 宮部 龍彦
被告 国（処分行政庁 大阪法務局長）

第1 準備書面

平成24年8月14日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告 宮部 龍彦

第1 訴状の訂正

被告準備書面（1）第3の5にある通り、訴状第2の5「法6条柱書への非該当性」について「法6条柱書き」を「法14条柱書き」と訂正する。

第2 被告第1準備書面に対する反論

1 本件人権侵犯事件の「事件の相手方」について

被告は第3「1「1 当事者等」について」で、本件人権侵犯事件の相手方は「不詳」というが、これは書類上のことであって、少なくとも処分庁により本件個人情報開示請求が受理されて以降は実質的な相手方は原告である。なぜなら、第4「2 本件保有個人情報開示請求」にある通り、平成23年1月11日から同月17日まで本人確認のための手続きが行われ、原告が「鳥取ループ」の運営者であることが確認されているからである。

なお、原告は少なくとも本件人権侵犯事件の救済手続きが開始されたとされる、平成22年3月2日の時点で連絡先のメールアドレスを「鳥取ループ」に掲載しており、大阪法務局は直接原告に連絡をとることができる状態にあった。

現に原告は平成21年12月1日に津地方法務局から同様の削除要請を直接メールにより受け、拒否したことがあった（甲13号証）。津地方法務局は大阪法務局の管内にあり、津地方法務局、大阪法務局、法務省人権擁護局調査救済課はこの件について互いに連絡を取っていたことから、処分庁は経緯

を把握できた。

2 法務局の事務について

法務局の事務事業が「第5 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防に関する事務について」で説明している通りだとしても、本件人権侵犯事件に係る処分庁の行為は、そもそも違法であり違憲である。

- (1) 処分庁が「鳥取ループ」に掲載されている情報を削除させるために、F C 2社に対してした削除要請は行政手続法2条第6項の「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」に該当する行政指導であるところ、同法32条各項は「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない」「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」と定めている。

前述のとおり大阪法務局が行政指導を行った時点で、原告に対して直接連絡する手段は公開されており、なおかつ大津地方法務局から行われた同様の趣旨の削除要請に対して既に原告が拒否の意思を示していたところである。それにも関わらず、ブログ運営会社に直接連絡し削除要請をするのであれば原告が「任意の協力」をする余地はないし、前に原告が指導に従わなかったからといって原告が対抗し難い別的手段を取るとは原告に対する「不利益な取扱い」に他ならない。今回、原告が大阪法務局による削除要請を知ったのは、たまたまF C 2社が原告にその旨を連絡したからであり、そうでなければ原告は削除要請があった事実を知ることさえ困難であった。

- (2) また、原告は「鳥取ループ」において人権侵犯事件に該当する行為を行ったことは1度もない。本件人権侵犯事件とされた行為は、社団法人大阪市人権協会により公にされた出版物を引用して、その内容と大阪府

の条例や行政による個人情報保護条例の法解釈が矛盾しているのではないかという指摘を行い、政治的な意見を表明しただけのことである。その内容が法務局が行う事務事業と政策的に相反するからといって、人権侵犯事件と認定して原告の情報の発信を妨害することは、憲法21条各項に違反する。

なお、大津地方法務局により人権侵犯事件として扱われた件は、原告が鳥取ループに乙第4号証の記事にある「部落地名総鑑」を掲載したことである。原告はこの「部落地名総鑑」が単に同和対策に関係する施設や団体の住所を列挙しただけであり、実際には部落とは無関係の住所も多数掲載されたいい加減なものであることを指摘し、新聞等の報道が不正確であることを説明した。

原告は、同和地区の場所を隠そうとすればその理由付けのためにますます同和地区に対して偏見を生じさせる説明を重ねなければいけないという趣旨の主張をしており、それを実証するための努力を続けてきたところである。また、原告は同和に限らず社会問題を追求することにタブーがあってはならないという信念を持っており、そのためには当然同和地区はどこか、部落民は誰かという問題を追求する必要がある。

同和地区名が掲載された情報の削除に従うことは、原告の思想信条の核心部分を崩すことになる。そのため、大阪法務局の行為は憲法19条に反する。

3 個人情報開示制度について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第4章第1説の個人情報開示制度は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」とは異なり、「特定の開示請求者に対する開示を前提」とするものである（「行政機関等個人情報保護法の解説」ぎょうせい ISBN4-324-07581-6／80ページ）。そのため、本件対象文書の開示・不開示の判断をするにあたっては、不特定多数からの視点ではなく、原告の視点による本件対象文書の性質を基準とする必要がある。

る。

本件対象情報は、原告が自ら「鳥取ループ」に掲載しているもので、甲2の1号証、甲3の1号証の情報を含むことは当然原告が知ることである。

4 本件対象文書に記載された情報が法14条第2号及び同条7号の不開示情報に該当しないこと

(1) 法14条2号本文非該当性について

ア 被告は第7の2(1)アの2段落目で「本件対象情報は、その内容が事実か否かに関わらず、同和地区であると特定された地域に現に居住する者及び同地域の出身者等の不特定多数の者が同和地区出身者であることを示唆する情報」と述べる。

この点について「内容が事実か否かに関わらず」と言うまでもなく、本件対象情報は紛れもなく事実として大阪市の同和地区の場所を示したものである。例えば国立国会図書館の所蔵詳細（甲2の2号証）のタイトルから分かる通り、甲2の1号証は社団法人大阪市同和事業促進協議会（現在の社団法人大阪市人権協会）の創立50周年記念誌として出版された。そのため、同和地区として掲載された地域は社団法人大阪市同和事業促進協議会により把握されていた地域である。さらに、冊子の奥付には編集協力者として大阪市民局人権部、大阪市関係各局の名前が掲載されている。そのような出版物に掲載された同和地区の場所が事実でないということはありません。

被告の言う同和地区の居住者（同和地区住民）は本件対象情報と電話帳と組み合わせれば、その名前、住所、電話番号を相当数収集することができる。例えば大阪市東淀川区東中島3丁目は全域が同和地区とされており、国の同和対策がまだ行われていた2002年当時の電子化された電話帳の内容を抽出すると、甲14号証の通り同和地区住民の名簿を作ることができる。

現に、処分庁が作成した特別事件開始及び調査結果報告書（甲 6 号証）の被害者の欄に「同和地区住民」とあるのは、本件対象情報が間違いなく本物の同和地区の場所を示すものであり、処分庁が本件対象情報から事実として同和地区住民を特定できるものと認識している証拠である。

しかし、甲 1 4 号証を見ての通り、同和地区住民はある地域に居住する「集団」であることから、少なくとも「個人」ということはできず、個人でない以上は法 1 4 条 2 号に当てはまらない。

念の為に指摘すると、同和地区も一般地域と変わらず、転入転出は自由であり、同和地区住民であることは個人の人格とは何の関係もない。同和地区に限らず、どこかの地域に住むことによって、何らかの特別な属性が付いて回るわけでもなく、特殊な身分に属するわけではないことと同様である。従って、同和地区住民であることが分かれば「権利利益を害するおそれがある」という被告の説明は失当である。

むしろ、甲 1 4 号証に示した通り同和地区住民は公にされている情報から簡単に特定することができるのに、乙 5 号証にあるように、あたかも同和地区に住んだ経歴があるだけで結婚を妨げられたり、文化的に低い状態に置かれているということが、偏見に他ならない。言い換えれば、原告は単に公にされている地図を示しているだけのことであり、それを指さして単に同和地区だからという理由で「これらが差別される人々だ」と中傷しているのは処分庁および被告である。

甲 2 の 1 号証の 1 6 6 ページにある通り同和地区住民の半数以上は地区外からの来住者であり、同文書の「各地区の航空写真」で見られる通り、大阪市の同和地区は非常によく整備されており、同和地区に限って低い状態に置かれているということはない。また、同

和対策事業により作られた市営住宅などの施設も一般に解放されており、誰でも安心して住める地域になっている。

イ 被告は第7の2(1)イの2段落目で本件対象情報が国立国会図書館に所蔵されているか否かの認否を避けているが、本件対象情報はもとは原告が国立国会図書館で複写したものであり、甲2の2号証、甲3の2号証に示す通り、紛れもなく国立国会図書館で公開されているものである。情報公開・個人情報保護審査会も「特定図書館において誰でも閲覧できることとされていることからすると、当該部分を公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められず」（甲11号証9，10ページ）と判断しており、原告の意見もこれと同じである。

また、本件対象情報はもとは社団法人大阪市人権協会により出版頒布されたもので、それを原告の責任において引用してブログに掲載しているものであるから、情報拡散に関して処分庁の責任が問われる余地はない。

被告がいう国立国会図書館法21条1項は「両議院，委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り，日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない」としており，国立国会図書館長に対して任意に資料の利用制限をする権限を与えているものではない。国立国会図書館資料利用規則は同法の範囲内で定められた規則であり，法の趣旨を超えて国民が国立国会図書館の資料を利用する権利を制限できるものではない。その上で，事実として本件対象情報に係る資料は国立国会図書館で公開されているのだから，被告の説明は失当である。

また，原告は個人情報開示制度により本件対象情報の個別的開示を求めているのであるから，現に原告が国立国会図書館から本件対象情報を取得している以上，インターネット上で誰もが閲覧できる

云々という被告の説明も失当である。

(2) 法14条7号本文非該当性について

ア 被告は第7の2(2)イにおいて、本件対象情報の開示によって法務局の人権侵犯事件の調査手法が明らかになることを主張する。しかし、FC2社から原告に対して大阪法務局からの削除要請があった旨が伝えられた時点で、大阪法務局が本件対象情報を取得して、それを人権侵犯事件と判断し、削除するために動いていることは原告にとって明らかであり、本件対象文書が開示されることによって新たに原告が「調査手法」を知ることはない。

また、前述の通り、そもそも今回の調査手法等が違法・違憲であり、同様のことを法務局が今後行うとしても、保護に値しない事務事業である。原告の主張が法務局の政策にとって相容れないからと言って、ブログ運営会社に圧力をかけて黙らせようとするのは、事務事業と言うに値しない。

イ 被告は第7の2(2)ウ(イ)において法務省が差別助長行為に該当する情報を拡散させることを憂慮する。しかし、情報公開・個人情報保護審査会は本件対象情報について「既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁等が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであることから、審査請求人の保有個人情報として、当該情報を開示することが、現状以上の情報拡散をもたらすものではないと認められる」(甲11号証9ページ)と判断しており、原告の意見もこれと同じである。

ウ また、被告は「本件対象情報には、不当な差別的取扱いを助長・誘発することを目的として掲載された識別情報が含まれている」と述べているが、そのような判断は失当である。社団法人大阪市人権協会は同和問題解決のための同和対策事業の窓口団体であっ

て、その出版物に同和地区の場所が掲載されたのは、むしろ差別を解消する事業を行うためである。例えば身体障害者が抱える問題を解決するためには、誰が身体障害者であるか特定しなければならないのと同じように、同和地区が抱える問題を解決するためには、どこが同和地区なのか特定しなければならない。また、行政が事業を行う以上は、事業が適正に行われているか国民による監視が必要であり、その過程で必然的に事業対象地域、つまりは同和地区の場所が国民の知るところとなる。

少なくとも大阪府に関して言えば、「部落地名総鑑事件」があった直後に大阪府知事と社団法人部落解放研究所が大阪府の同和地区名一覧を出版頒布しており、同和地区名の拡散を防止しようとする法務局の努力は全くの徒労である。甲15号証「大阪の同和事業と解放運動」は財団法人大阪府同和事業促進協議会が編集し、社団法人部落解放研究所が昭和52年に発行したものであり、76ページには「大阪府下部落概況」として大阪府内の全ての同和地区の地名、戸数、人口、主な職業が掲載されている。裏表紙には部落解放運動のシンボルである荊冠マークと「解放出版社」の文字がある。冒頭で当時の黒田良一大阪府知事が「発刊をお祝いして」という推薦文を寄せており、「この図書が、関係者はもとより、広く府民各位に読まれ、同和問題の理解と同和事業の推進にとって大いに役立てられんことを期待しています」と述べている。例言には「本書の作成に当たり、部落解放同盟と同大阪府連合会・その他関係団体・運動に関わった人々、大阪府・大阪市及び市町村から資料を得」と書かれている。1ページには「部落地名総鑑事件」の事が触れられており、部落地名総鑑事件を知りつつ発刊されたことが分かる。

「大阪の同和事業と解放運動」は3000円で一般にも販売され、現在でも国立国会図書館をはじめとする図書館で読むことがで

きるし、古書店、インターネット上ではAmazon.com（甲16号証）でも手頃な価格で流通している。当然、原告も保有している。

昭和37年、38年には同和対策審議会によって「同和地区精密調査報告書」（甲17号証）が作成されており、現在、国立公文書館で公開されている（甲18号証）。この資料には甲3の1号証と同じ地図が掲載され、当時の大阪市内の同和地区の場所が具体的に列挙されている。

昭和40年には同和対策審議会答申が付属資料を含めて内閣総理府から社団法人部落問題研究所に提供され、出版頒布された（甲19号証）。これらの資料には、同和地区名が列挙されている。このことから分かる通り、そもそも同和対策事業は同和地区の場所を明らかにして行われてきたもので、「差別解消のためには同和地区を隠さなければならない」という考えは当初からない。

また、滋賀県草津市により同和対策事業として行われた小集落改良事業の対象区域図が書かれた文書（甲20号証）が原告の情報公開請求により公開されている（甲21号証）。この文書の2ページでは小集落改良事業について「同和地区に限って住宅地区改良事業の採択要件を緩和して昭和45年予算補助として発足した事業である」と説明されており、草津市木川新田地区と同西一地区の小集落改良事業の対象区域が地図上に図示されている。見ての通り同和地区とは、単に住宅が密集しているなどの問題を解決するために事業を行った地域を指すに過ぎないものであって、被告が言うようにことさら「差別」とからめて秘匿すべきような地域ではないことが分かる。むしろ行政に求められるのは、地域を隠すことではなく、事業を行った目的や正当性について説明することである。隠し様のないものを隠そうとすることは、公然の秘密化させることであって、むしろ国民に不信を抱かせ、偏見を助長する。

エ 被告は昭和50年のいわゆる「部落地名総鑑」とからめて、同和地区の場所を明らかにすることを直ちに差別助長行為と決め付け、それに伴って原告の行為が悪であると決めつけているようであるが、原告は常識にとらわれず、誰よりも真剣に同和問題を解決する方法を追求してきた。原告は「鳥取ループ」において根拠なく同和地区や同和地区住民を貶めるような情報を掲載をしたことは一度もない。むしろ、実際に同和行政に関わる行政関係者のところに向き、行政文書から正確な情報を集め、同和地区住民や部落解放運動団体との対話をしてきたと自負している。その結果、原告の政策に反する情報をブログに掲載したことも言わば諫言である。

同和地区は同和対策事業という公共事業の対象地域という側面を持つため、行政文書や事業団体の文書には当然掲載されることがある。また、行政による施策のあり方を議論するためにその場所を知ることは国民の当然の権利である。同和地区の場所の情報の流通を阻止しようという法務局の努力は徒労であるだけでなく、国民が同和行政について自由に議論する権利を妨害するという点で憲法第21条各項に違反する。

また、同和地区を知ることは、かつての被差別身分の歴史や、福祉行政を知る上でも欠かせないことであり、法務局の事務事業は学問の自由の侵害であって、憲法第23条に違反する。

オ 被告は「同和問題関する差別待遇の事案は、平成22年150件、平成23年で137件」と数字を示しているが、その具体的な内容も場所も不明であり、同和地区の場所を開示することとの関連性が不明である。確かに問題を抱える同和地区は存在し、それによってある意味差別というものがあることは原告も認めるところであるが、全国に様々な同和地区がある中で、それを一般化して全ての同和地区に問題があるかのように言うことは、むしろ偏見であ

る。前述のとおり，少なくとも大阪市に関して言えばかなり改善されている。また，乙第5号証15ページ下部のグラフによれば，原告が鳥取ループに同和地区の場所を掲載して拡散させ始めた平成21年以降は減少傾向にあるように見える。

被告は「戸籍謄本等を不正に取得する」ことを問題視するが，それがいわゆる「部落差別」に関係しているという根拠は示されていない。そもそも，原告が甲14号証に示した通り，戸籍謄本によらずとも同和地区住民は特定可能である。また，職場での付き合いや結婚にあたって人と人との付き合いが深くなれば，住所や出身地，親戚関係といった住民票や戸籍謄本に記載されているようなことは自ずと分かるものである。法務局が行うべき事務事業は，人と人との繋がりを保ちつつ，差別や偏見を解消することであって，情報を隠したり人を黙らせることではない。

カ 被告は「あたかも法務省が「差別助長行為」に該当する識別情報を公開したかのような趣旨を付記するなどした上で同情情報を拡散させる」というが，情報公開制度と個人情報開示制度の違いを曖昧にしてきたのは処分庁および法務大臣である。単なる誤記かも知れないが，被告も今回の準備書面第7の2(2)イ（15ページ）で「人権侵犯事件の調査の結果得られた証拠が，情報公開制度の下であれ，その都度明らかにされるということになれば」と誤った説明をしている。

確かに情報公開制度による「公開」と個人情報開示制度による「開示」の違いは一般には理解されていると言いがたいが，それは分かりにくい制度を作った国の立法政策や説明責任の問題であって，原告の責任ではない。

むしろ原告は情報公開制度と個人情報保護制度の違いについて，分かりやすく説明するように努めてきた。例えば甲10号証の意見書

にある通り，原告は本件対象情報に係る審査請求の際，平成22年度（行個）答申第81号（甲22号証）を引用しつつ，情報公開制度と個人情報保護制度の違いについて説明している。甲11号証の答申が出た際も，原告は情報公開と個人情報の開示は異なるということをブログで説明した（甲23号証）。従って，被告が言うような蓋然性には根拠がない。

なお，甲22号証は前述の大阪地方法務局に係る事案で原告が審査請求した際のもので，この文書にある審査請求人は原告であり，諮問庁は法務大臣である。ここでも，原告は「不開示情報に該当するか否かの判断に当たって，特定の開示請求者に対する開示を前提としている」（2ページ）と個人情報保護制度による開示は公開を意味しないことを説明している。

原告の関心は部落解放同盟の関連団体である社団法人大阪市人権協会が出版頒布した同和地区の一覧が，法務局から差別情報と認定され，削除要請の対象になったという証拠が開示されることである。あるいは，逆に開示されないことで同情報が司法において個人の権利権益を害する情報と認定されるかどうかということである。いずれにしても，原告は公開と開示を混同してブログの読者をミスリードすることに関心はない。

第3 被告への求釈明

- 1 「同和地区出身者」という属性の定義は何か。例えば原告自身が同和地区出身者かどうか判別する方法を答えられたい。
- 2 「同和地区出身者」という属性は「人種，民族，信条，性別，社会的身分，門地，障害，疾病又は性的指向」のどれに該当するのか。そしてこの属性は同和地区に限って生ずるもので，他の地域では生じないものなのか答えられたい。
- 3 例えばこれから同和地区に住もうとしている人に「法務省によれば同和地区

に住んだことが分かれると権利利益を害するおそれがある」と説明することは、倫理的にはともかく事実として正しい説明なのか答えられたい。

証 拠 説 明 書

平成24年8月14日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲13	特別事件開始 及び調査結果 報告書	写し	H21.12.4	大津地方法務 局長	大阪法務局，法務省人権 擁護局が以前から原告が 鳥取ループの運営者であ ることを把握していたこ と
甲14	大阪市東淀川 区東中島3丁 目の電話帳	写し	H24.8.11	原告	同和地区住民の氏名住所 電話番号が公になっている 情報から把握できるこ と
甲15	大阪の同和事 業と解放運動	写し	H52.5.10	社団法人部落 解放研究所	部落地名総鑑事件直後に 大阪府の同和地区名を列 挙した書籍が出版頒布さ れ，当時の大阪府知事も 読むことを推奨していた こと
甲16	Amazon.com	写し	H24.8.11	Amazon.com	大阪の同和事業と解放運 動がAmazon.comで3000円 で売られていること
甲17	同和地区精密 調査報告書	写し	S37,38	同和対策審議 会	同和事業のために事前調 査をした政府機関の報告 書に同和地区名が書か れ，地図により同和地区 の場所が示されているこ と
甲18	国立公文書館 デジタルアー カイブ	写し	H24.6.17	国立公文書館	同和地区精密調査報告書 が国立公文書館で公開さ れていること
甲19	同和対策審議 会答申	写し	S40.8.11	国土地理院	同和対策審議会答申の附 属文書に精密調査の対象 となった同和地区名や， 岡山県内の同和地区名が 列挙され，広く頒布され ていたこと

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 2 0	住みよい街づくりのために	写し	S63.3	滋賀県草津市	草津市が作成した資料に同和対策事業として行われた小集落改良事業の対象地域が図示されていること
甲 2 1	市政情報公開決定通知書	写し	H24.3.26	草津市長	「住みよい街づくりのために」が草津市により公開されていること
甲 2 2	平成22年度(行個)答申第81号	写し	H22.12.3	情報公開・個人情報保護審査会	原告が引用した答申書で情報公開と個人情報開示の違いが説明されていること
甲 2 3	鳥取ループ	写し	H23.12.5	原告	原告が「鳥取ループ」において情報公開と個人情報開示の違いについて説明していること